

- ハローワークから事業所様向けの雇用に関する情報をお届けします。
- ハローワーク磐田の管轄は、磐田市、袋井市、森町の二市一町です。

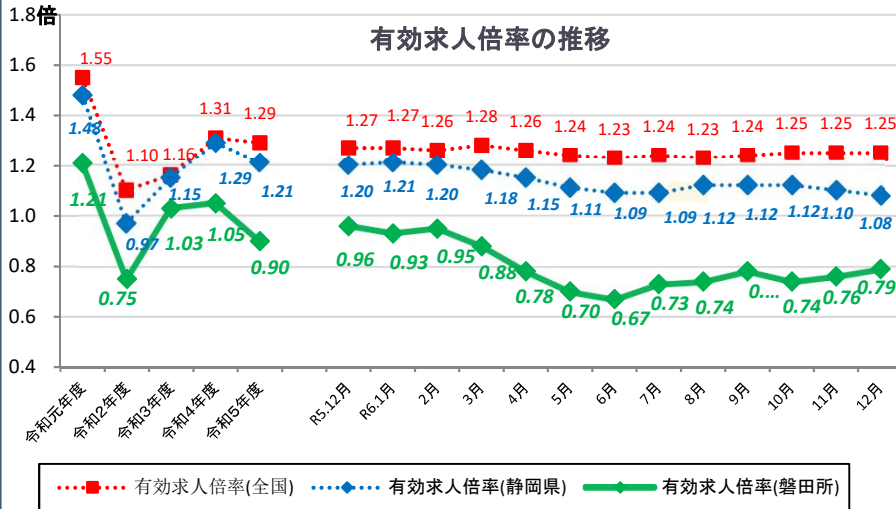
発行 ハローワーク磐田
〒438-0086 磐田市見付3599-6磐田地方合同庁舎
電話 0538(32)6181 FAX 0538(39)1230
(出先)ハローワークプラザ袋井(マザーズコーナー併設)

ハローワーク磐田管内の労働市場の状況(令和6年12月分)

- ◎有効求人倍率(実数値)は、0.79倍となり、前年同月を0.17ポイント下回った。前月を0.03ポイント上回った。
- ◎新規求人倍率(実数値)は、1.83倍となり、前年同月を0.26ポイント下回った。前月を0.41ポイント上回った。



●新規求人数は前年同月比19.3%減少しました。医療・福祉などで増加し、建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業などで減少しました。製造業のうち汎用・生産用機械器具製造業などで増加しました。
●新規求職者数は前年同月比8.0%減少しました。一般求職者、パートタイム希望者ともに減少しました。就職活動を継続している求職者も一定数あることから、有効求職者数は前年同月比5.1%増加しています。



	令和5年12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全国	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24	1.23	1.24	1.23	1.24	1.25	1.25	1.25
静岡県	1.20	1.21	1.20	1.18	1.15	1.11	1.09	1.09	1.12	1.12	1.12	1.10	1.08
磐田所	0.96	0.93	0.95	0.88	0.78	0.70	0.67	0.73	0.74	0.78	0.74	0.76	0.79

(注)「全国」「静岡県」の数値は季節調整済の数値、「磐田所」は実数値である。
季節調整について、令和5年12月以前の数値については季節調整(値)替えを行っている。
ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

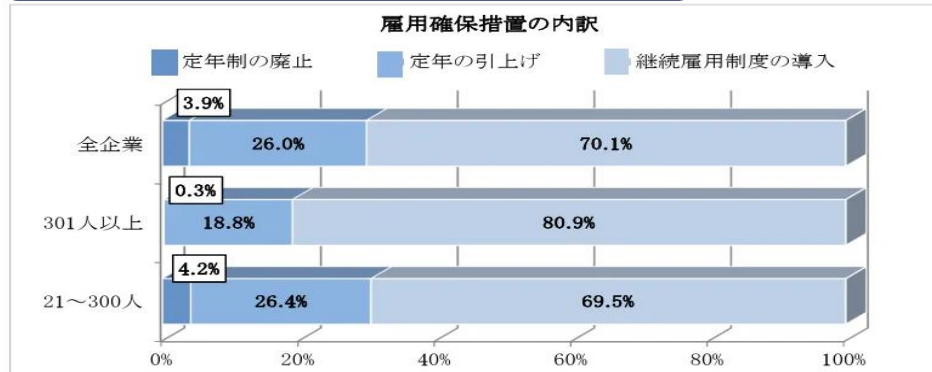
令和6年 静岡県内の高齢者雇用状況報告の集計結果



- I 65歳までの高齢者雇用確保措置の実施状況
65歳までの高齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.8%[変動なし]
・中小企業では99.7%[0.1ポイント減少]、大企業では100.0%[変動なし]
・高齢者雇用確保措置の措置内容別の内訳は、
「継続雇用制度の導入」により実施している企業が70.1%[2.1ポイント減少]、
「定年の引上げ」により実施している企業は26.0%[2.0ポイント増加]
- II 70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況
70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は32.6%[2.3ポイント増加]
・中小企業では33.1%[2.4ポイント増加]、大企業では25.1%[1.6ポイント増加]
- III 企業における定年制の状況
65歳以上定年企業(定年制の廃止企業を含む)は29.8%[2.0ポイント増加]

静岡労働局では、令和6年「高齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)(従業員21人以上の企業7,113社対象)の集計結果を取りまとめ公表しました。
「高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号。以下「高齢者雇用安定法」という。)」では、65歳までの雇用の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講じるよう、企業に義務付けています。
加えて、70歳までの就業機会の確保を目的として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や、「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」という雇用以外の措置のいずれかの措置(高齢者就業確保措置)を講じるように努めることを企業に義務付けています。

雇用確保措置を実施済みの企業(7,096社)の内訳



▶ 「看護のしごと就職相談会」を開催しました(1/21)

ハローワーク磐田では、人材不足分野の看護職の人材確保を目的として「看護のしごと就職相談会」を開催しました。最初にナースセンターによるセミナーを開催し、その後、各参加事業所のブースで面談を行いました。気軽に事業所の方とお話できるこのような相談会を継続して開催していく予定です。



- ・開催日時: 令和7年1月21日(火)
- ・開催場所: ハローワーク磐田3F会議室
- ・参加事業所: 2事業所(介護施設)
- ・参加求職者: 看護師の仕事を探している6名



▶ 2025年4月から、男性労働者の育児休業取得率等の公表が従業員が300人超 1,000人以下の企業にも義務化されます



育児・介護休業法では、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが、従業員が1,000人を超える企業の事業主に義務付けられています。育児・介護休業法の改正により、従業員が300人超 1,000人以下の企業にも公表が義務付けられます。(令和7(2025)年4月1日施行)

改正後の対象企業	常時雇用する労働者が300人を超える企業
公表内容	公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度(公表前事業年度)における次の①育児休業等の取得割合 または ②育児休業等と育児目的の休暇の取得割合 いずれかの割合
公表方法	インターネット(両立支援のひろば)などによる公表

▶ 化学物質管理強調月間(令和7年2月1日~28日)

正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としています。

実施要綱はコチラ▶

▶ 両立支援等助成金が拡充され使いやすくなりました!



1 育休中等業務代替支援コース 手当支給等

- ① 育休取得者の業務を代替する労働者に手当を支給すると最大140万円/人支給! うち最大30万円先行支給!
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合業務体制整備経費20万円に拡充
- ② 短時間勤務者の業務を代替する労働者に手当を支給すると最大128万円/人支給! うち最大23万円先行支給!
⇒ 就業規則整備等を社労士に委託した場合業務体制整備経費20万円に拡充
- ③ 支給対象となる企業規模を全産業一律300人以下に拡大!

2 出生時両立支援コース 第2種

- ① 第1種の受給実績がなくても第2種の申請可能!
- ② 育休取得率「30%以上UP & 50%達成」で60万円支給!



▶ 2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します



共働き・共育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件

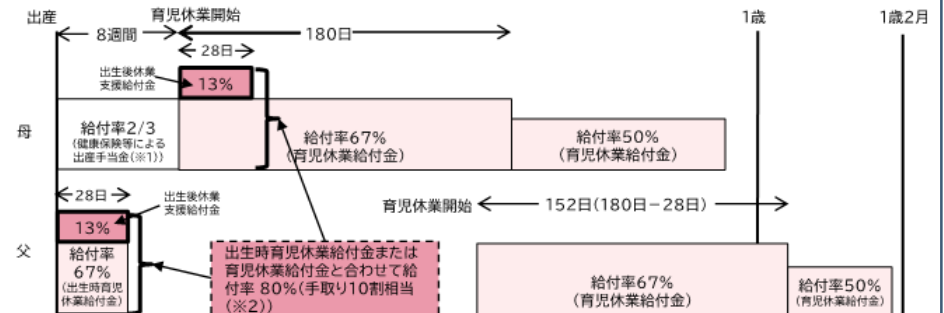
- ① 被保険者が、対象期間に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

2 支給額

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times \text{休業期間の日数(28日が上限)} \times 13\%$$

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



ハローワーク磐田は、これからも地域から信頼されるハローワークを目指し取り組んでまいります。